

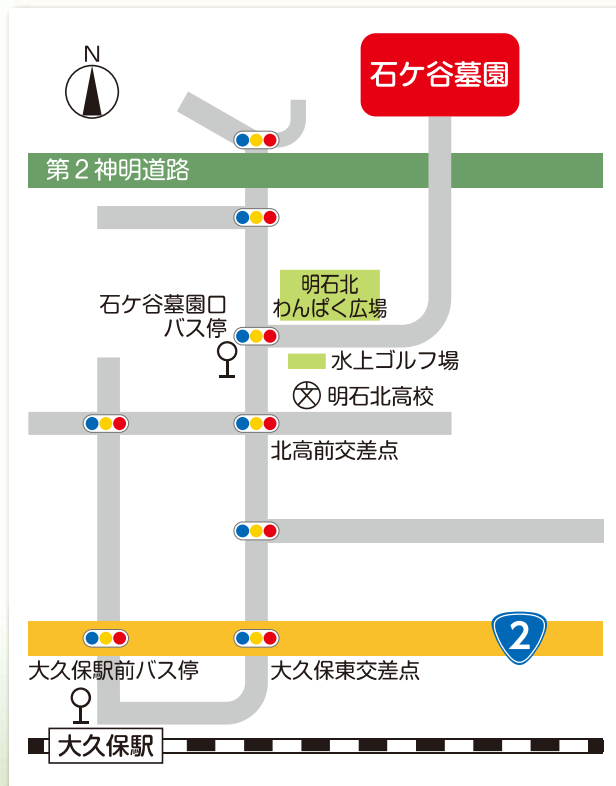
## 合葬式墓地とは

建物全体をひとつのお墓と考え、多くの焼骨を共同で埋蔵するお墓です。

近年の都市化・少子高齢化といった社会情勢の変化にあわせて、利用される方の多様なニーズにお応えする新しいタイプのお墓です。

個人での管理やお墓を承継していく必要がなく、また生前での申込みもできますので、多くの方が安心してご利用いただけます。

## 案内図



## 墓園全体図



## お問い合わせ先

明石市 都市局 都市整備室  
緑化公園課 墓園係  
(市役所本庁舎7階)

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

☎ 078-918-5265 (直通)

明石市  
いしがだにほえん  
石ヶ谷墓園

合葬式墓地



## 申込者の資格

次の要件を満たす必要があります。

- ① 明石市に引き続き3ヶ月以上住所を有する方
- ② 石ヶ谷墓園の一般墓地の使用許可を受けていない方
- ③ 親族の焼骨を所持している方（改葬も含む）  
又は自己の生前予約を行う65歳以上の方

※なお、次の場合は特例があります。

（詳細は、お問い合わせ先まで）

- ・死亡時に明石市に住所があった者の焼骨を所持している方
- ・夫婦等（2親等以内の血族、配偶者又は1親等以内の姻族）同時申込みされる方
- ・石ヶ谷墓園の一般墓地を返還される方

## 参拝スペース

合葬式墓地に埋蔵（納骨）されている方を参拝するための場所です。

お参りは、参拝スペースでお願いします。



## 使用料

### <合葬式墓地使用料>

- ① 合葬室へ直接埋蔵  
1体あたり 50,000円+消費税
- ② 10年間個別安置後に合葬室へ埋蔵  
1体あたり 100,000円+消費税
- ③ 20年間個別安置後に合葬室へ埋蔵  
1体あたり 150,000円+消費税

※個別安置期間は、使用許可日からの年数であり、納骨後の使用年数ではありません。

※合葬室埋蔵後は、焼骨の返還はできません。

### <記名板使用料>（希望者のみ）

- 石のプレート（1枚にお1人）  
1枚あたり 30,000円+消費税

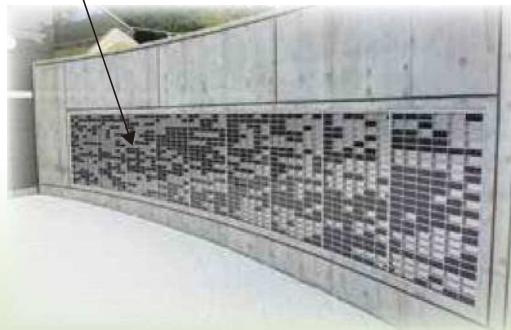
## 記名板

記名板への記名は希望制です。

記名は、埋蔵（納骨）後となり、生前の記名は行いません。

明石 太郎  
1918.11.1～2017.12.1

《記名板のイメージ》  
たて45mm × よこ120mm



## 合葬室

焼骨を骨袋に納めて共同で埋蔵します。  
合葬室への立ち入りはできません。

## 個別安置室

骨壺に納められた焼骨を個別に10年間又は20年間、納骨棚に安置します。

個別安置室への立ち入りはできません。



## 施設の概要

- 名称 明石市石ヶ谷墓園合葬式墓地
- 所在地 明石市大久保町松陰1466番地
- 構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
- 建築面積 122.28㎡
- 延床面積 112.03㎡
- 施設規模 個別安置室：3,000体  
合葬室：10,000体  
参拝スペース：モニュメント、  
献花台、記名板を設置